

- 中東情勢の変化を受けて、建設業団体(125団体)、民間発注団体(71団体)に対し、改正建設業法に基づく協議円滑化の仕組みも活用した価格転嫁や適正な工期設定への協力を要請する文書を2回発出。
- 中小の建設事業者等における適切な価格転嫁等を推進し、中東情勢の変化を踏まえた工事の円滑な施工が図られるよう、「建設Gメン(※)」による重点的な調査等を実施する。

※ 建設業の適正取引を推進するため、建設業法の遵守状況の調査や、不適正な取引行為に対する改善指導を実施(158名体制)

6月2日
大臣指示

本省各局及び地方整備局・地方運輸局等においては、建設Gメン及びトラック・物流Gメンにより中東情勢の影響を重点調査し、公正取引委員会及び中小企業庁と連携して、価格転嫁の徹底に取り組んでください。

建設Gメン調査の基本的な流れ

① 法令違反疑義情報の収集

- ・ 中東情勢関連対策ワンストップポータル
- ・ 駆け込みホットライン 等

※ 約3万社を対象とした書面調査も実施

② 情報提供者へのヒアリング調査

③ 法令違反の疑いがある取引相手方への調査・指導

中東情勢を踏まえた追加的対応及び状況

- ① 地方整備局等による業界団体(全建総連、全建、全中建等)の県単位組織等へ、建設Gメンの通報窓口を情報提供し、違反疑義情報の収集を強化

📅 6月より708団体へ周知済み

- ② 中小建設業者等から価格転嫁等に関する不適正な取引行為の情報提供が寄せられた場合、その原因について中東情勢の影響の有無を重点調査を実施

📅 6月より実施

- ③ 調査の結果、明らかな法令違反の疑いが確認されなかった場合も、適切な価格転嫁等を促すため、当該取引関係者に対し注意喚起等を実施

📅 6月より対応



建設Gメンによる中東情勢の影響下における価格転嫁等に関する重点調査の状況

重点調査及び聞き取り内容

建設工事の請負契約における見積り、契約、支払い等の契約手続きにおける、不適正な取引に関する通報を受けた際、その原因が中東情勢の影響によるものか否かについて、以下の内容を聞き取る重点調査を実施。

聞き取り内容

中東情勢を理由として、価格転嫁や工期変更の協議について、取引相手方から拒否されている事案の有無及び、協議拒否が行われている場合は、その元請事業者名及び具体的内容の確認

重点調査の状況(6～7月)

建設業者172社に対して、建設Gメンによる請負契約における建設業法の遵守状況の調査を行った際、上記重点調査を実施した。

中東情勢を理由とした協議を拒否された事案を申し出た建設業者はいなかったものの、中東情勢の影響の如何に関わらず、適正な価格転嫁を行ううえで、建設業法に照らし合わせて不適正な行為が見受けられた138社に対して指導を実施。

指導の内訳



■ 見積 (内訳明示・条件提示の不備等)

■ 契約書 (法定記載事項の不備等)

■ 価格転嫁 (契約書における金額変更に関する定め等の不備等)

※1社が複数事項で指導されていることがあるため、指導業者合計数と一致しない

建設Gメンによる価格転嫁に関する注意喚起

適正な価格転嫁を行ううえで、建設業法に規定されている見積り、契約などの各種手続きにおいて、法令遵守を徹底するよう注意喚起を実施。

注意喚起内容

- ・「建設業における中東情勢の変化等による原材料・エネルギーコストの上昇を踏まえた適切な価格転嫁等の対応」など、国土交通省から建設業団体に対して適切な価格転嫁の対応を周知している旨を説明
- ・通常必要となる材料費等の額が適切に確保されるためには、必要な経費等の内訳を明示した見積書を作成し、建設工事の注文者へ提示することが必要であること
- ・契約後に価格高騰等などの請負代金の影響について、適切な協議が行われるよう、契約変更方法などが反映されている契約書の活用や価格高騰が予見される情報がある場合は適切に申し出ること
- ・労務費転嫁指針の行動指針を踏まえた価格交渉手続きを行うこと

等

※ また、建設業者3万業者を対象とした「令和8年度下請取引等実態調査」(令和9年3月公表予定)において、価格協議における中東情勢の影響について、書面調査を実施中。

トラック・物流Gメンによる中東情勢を受けた価格転嫁等に関する対応

- 今般の中東情勢の変化に伴う燃料・原材料価格の高騰を受け、燃料サーチャージ制の導入や運賃改定等を通じて、燃料価格等の変動分も含めた価格転嫁が徹底されるよう、荷主団体(経団連、日商、全農等)に対して、文書による要請を実施(3月27日付け)。
 - 物流業界における価格転嫁の実態把握及び改善を図るため、トラック・物流Gメン(※)による運送事業者に対する重点的な情報収集を実施するとともに、必要に応じて荷主等に対する是正指導等を行う。
- ※ トラック・物流Gメン(国交省)及びGメン調査員(都道府県トラック協会)合わせて360名体制

トラック・物流Gメン調査の基本的な流れ

① トラック事業者の法令違反の原因となる荷主等の行為に係る情報収集

- ・ 国土交通省HP上の通報窓口
- ・ トラック事業者向けのアンケート調査
- ・ トラック事業者向けの電話・訪問調査 等

② 情報提供者へのヒアリング調査

③ 適正な取引を阻害するおそれのある荷主等への調査・指導

中東情勢を踏まえた追加的対応

- ① トラック・物流Gメンによる荷主等へのパトロールにおいて、燃料費・原材料高騰分の価格転嫁の状況を重点的に聞き取り。

さらに、都道府県トラック協会のトラック事業適正化指導員を兼ねるGメン調査員が、トラック事業者への巡回指導を行う際に、価格転嫁の状況についても併せてヒアリングを実施。

- ② トラック事業者からの情報提供が、中東情勢に起因する運賃・料金の不当な据置きである場合には、重点的にヒアリングを実施。

- ③ 調査結果に応じてトラック・物流Gメンによる荷主等への働きかけ、要請等の法的措置を公正取引委員会と連携し速やかに実施。これらの法的措置に該当しない場合であっても、必要に応じて荷主等へ注意喚起を実施。

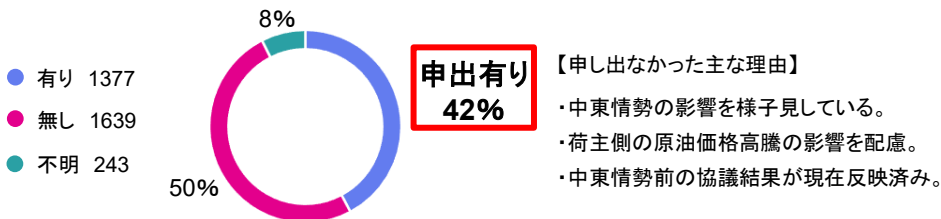
トラック・物流Gメンによる中東情勢を受けた価格転嫁の状況に関する調査結果

(令和8年6月8日～8月31日)

- トラック業界における中東情勢を受けた価格転嫁の状況を把握するため、都道府県トラック協会よりトラック事業者に対し、また、国土交通省のトラック・物流Gメンより荷主に対し、それぞれヒアリングを実施（令和8年6月8日～）。
- トラック事業者のうち、**価格協議を申し出た事業者が約4割**にとどまる一方、協議申出を受けた**荷主等の8割が協議で応諾**しており、**そのうち約4割は満額決着**となっている。
- 燃料サーチャージは、**トラック事業者の約4割が導入を申し出**ており、申し出のうち**約7割のケースで導入が受諾**されている。
- 荷主等からトラック事業者へのヒアリングと同様の傾向を聴取（**価格協議の申し出を受けた：約3割、協議に応じている：9割以上、満額決着を受入れ：約6割**）。

トラック事業者の回答

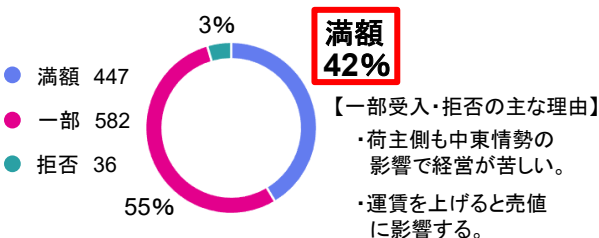
①協議の申出の有無



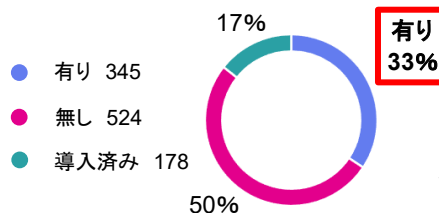
②荷主等の応諾状況



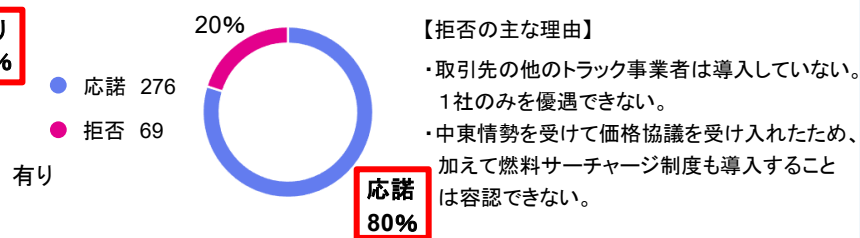
③応諾した荷主等の協議価格の受入状況



④燃料サーチャージ制度導入の申出



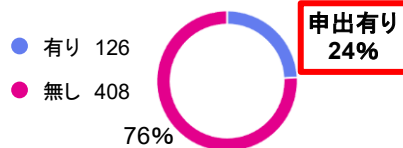
⑤燃料サーチャージ制度の申出を受けた荷主等の受入状況



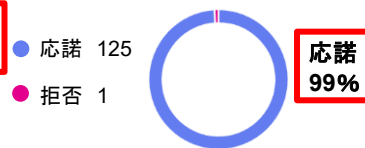
荷主等の回答

➤ 価格転嫁の協議の応諾及び協議価格の受入れは約9割超えとなっており、**トラック事業者の回答の傾向と概ね一致**

①協議の申出の有無



②協議の応諾状況



③協議価格の受入状況

